

経税部

カルテ開示は必要性追求を

税務調査の留意点解説

経税部は「税務調査をめぐり最近の動向と日常の留意点」をテーマに、5日、税務調査対策セミナーを開き、会員ら25人が参加した。

講師の足田英司税理士は、「近年、調査件数の確保を理由に、『調査の留意点』が前倒しされ、早ければ7月下旬から調査に入ることもある。これからが税務調査の最盛期であることを理解しておく必要がある」として、国

「カルテ開示の求めは、どう対応すればよいか」「ロッカー室等を見せたいと言われた場合に、拒否することによって利益を被ることはないのか」などの質問が参加者から出された。足田氏は「カルテ開示の求めには、他の方法では確認することができない必要性をしっかりと追求することが重要。基本的に心身の必要はない」「ロッカー等はプライバシーに関わることであり、断れることによる不利益は生じない」と懇切に回答した。



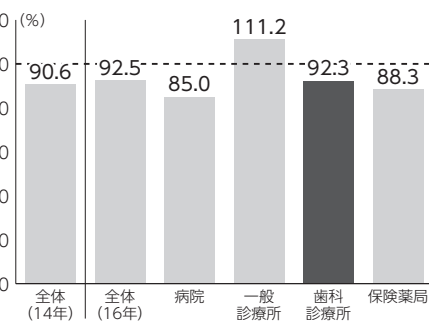
税務調査の動向解説に耳を傾ける参加者=5日、保険医会館5階

らが税務調査の最盛期であることを理解しておく必要がある」として、国

「カルテ開示の求めは、他の方法では確認することができない必要性をしっかりと追求することが重要。基本的に心身の必要はない」「ロッカー等はプライバシーに関わることであり、断れることによる不利益は生じない」と懇切に回答した。

教えて! 社会保障 財源問題

消費税の診療報酬による補てん率



Q 医療機関の損税補てんは?

A 中医協で補てん不足が鮮明になっている。中医協の消費税負担に関する分科会(7月25日)で、厚労省が消費税の病院の補てん率(2014年度分)を102.36%としていたものをDPC病院のデータに誤りがあったとして、82.9%に訂正した。結局、一般診療所・歯科診療所・保険薬局を含めた全体の補てん率も推計で90.6%、同様に16年度分も推計92.5%とした。診療報酬改定による損税の補てん不足が鮮明になっている。中医協では、診療報酬改定による損税の補てんは「限界ではないか」との声が懸念されている。診療報酬改定時に消費税増税分を加味して点数が上げられたとしても、その後、マイナズ改定になれば、結局、補てん部分など、すべにうやむやにされてしまう。消費税を社会保障財源とするには矛盾をほらんでいる。

大阪市東部地区 疑義解釈による変更点などで社保講習会

大阪市東部地区は2018年改定で発出された疑義解釈(その1~5)

をテキストに4日、社保講習会を開催し、28人が参加した。疑義解釈によ

って明確にされた点数算定のルールやカルテ記載について、社保研究部の平尾清司部長、玉川弘明部長が解説した。実地指や歯清の対象が「歯科疾患」に拡大されたが、「MT」や「顎関

春夏秋冬

カジノ法強行

刑法が禁止する賭博場であるカジノを解禁する統合型リゾート(IR)実施法が7月20日、参院本会議において自民、公明両党、日本維新の会らの賛成多数によって採決、成立した。西日本豪雨による被害が拡大し、被災地への支援が急がれるなか、与党は同法の審議を優先した。国の

在り方を左右する重要な法案であるにも関わらず、十分な説明がなされないままの強行採決だった。カジノ合法化に反対の世論が大半を占めるなか、災害対策を後回しにしてまで審議を急ぐ必要があったのか。数の力で有無を言わずに、国民の声を聞く姿勢はない。

統合型リゾート(IR)は、民間事業者が会場やホテル、エンターテインメント施設などを併設したゾー

経済効果もない売国法

効果を強調してきた。しかし、カジノ企業が想定する客の7~8割は日本人であり、経済効果についても政府は「定量的な試算困難」として明示していない。カジノが観光客を

の規制」で対処するとして、実際は1週間

カジノ解禁推進法をめぐっては、提案議員全員が米カジノ企業のコンサルタントからパーティー券購入という形で資金提供を受けていたことが大きな問題になった。日本における

「労働者は使用者から身分的、人格的支配を受けるものではないので、謝罪を強制することはできない」「丸住製紙事件」とされています。でい証拠ともなりません。返すから始末書の不提出をす場合もコピーをとって、再度処分することくたさい。

第3回 始末書の提出

目的は再発防止と職場秩序の回復

「このたびの一件。自己点検」(社労士・桂好志郎)

社労士が解決! 身近な雇用トラブル

【質問】注意してもまた同じことを繰り返すので、始末書を書くように指示しましたが、弁解ばかり、最後は拒否します。始末書を出さないことをもって、処分できますか。(40代、男性)

【強要不可】労働者は使用者から身分的、人格的支配を受けるものではないので、謝罪を強制することはできない「丸住製紙事件」とされています。でい証拠ともなりません。返すから始末書の不提出をす場合もコピーをとって、再度処分することくたさい。

【質問】注意してもまた同じことを繰り返すので、始末書を書くように指示しましたが、弁解ばかり、最後は拒否します。始末書を出さないことをもって、処分できますか。(40代、男性)

強要とは、一般的には長時間であったり、とかかわりません。なに繰り返したり、強く詰問したりすることなどが該当すること。ご自身の、どのようなことを、業務弁解ばかりの始末書への影響などを具体的に記載した上で、その事に対する反省と今後の対策、また作成日も忘れなようにしましょう。

始末書は、口頭の注意でも改善されない場合などに提出を求めると思いますが、その主目的は再発防止と職場の秩序回復にあると思います。感情的になるのではなく、冷静に対応したいものです。当然ですが、どの職員に対しても公正に対応しているかも問われます。



イラスト・辻井タカヒロ